

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（① 農業者関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 青色申告を行う農業者等が機械等を取得し、農業の用に供した場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の選択適用を認めるもの。</p> <p>・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11</p>		
減収見込額	[初年度] ー (▲23,900の内数)	[平年度] ー (▲23,900の内数)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。このため、生産性の向上に資する農業機械等の導入（機械化等投資）を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を広く支援し、農業の生産性向上等を通じた農業者の経営安定及び農産物の安定供給に必要不可欠。</p> <p>農業者は中小規模の農業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。</p> <p>このため、中小規模の農業者が、農業機械等の導入を円滑に進め、農業生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。</p> <p>また、近年少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、農業を取り巻く厳しい事業環境を乗り越えるためにも、農業の設備投資を支援し、生産性の向上を図ることが「生産性革命」実現のためには不可欠。</p> <p>さらに、未来投資戦略（平成30年6月15日閣議決定）において、「AI、IoT、センシング技術、ドローンなどの先端技術の研究開発から、速やかな現場への普及までを総合的に推進する」とされているところ。また、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）においても、「AI・IoT等を活用したスマート農業の実現などにより競争力強化を更に加速させる」とされている。</p> <p>「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定） 第2 具体的施策 [4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 農業改革の加速 ③データと先端技術のフル活用による世界トップレベルの「スマート農業」の実現</p>		

	<p>イ) 先端技術の実装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、研究機関、民間企業、農業者の活力を結集し、現場ニーズを踏まえながら、バリューチェーン全体を視野に、オープンイノベーション、産学連携等を進め、AI、IoT、センシング技術、ロボット、ドローンなどの先端技術の研究開発から、モデル農場における体系的な一貫通貫の技術実証、速やかな現場への普及までを総合的に推進する。 ・具体的には、以下のような取組を工程表を定めて推進する。 <ul style="list-style-type: none"> －遠隔監視による農機の無人走行システムの平成 32 年までの実現 －ドローンとセンシング技術やAI の組み合わせによる農薬散布、施肥等の最適化 －自動走行農機等の導入・利用に対応した土地改良事業の推進 －農業用水利用の効率化に向けた ICT 技術の活用 －スマートフォン等を用いた栽培・飼養管理システムの導入 －農業データ連携基盤を介した、農業者間での生育データの共有やきめ細かな気象データの活用等による生産性の向上 －農業データ連携基盤の将来の展開を見据えた、農業者・食品事業者によるマーケティング情報、生育情報の共有等を通じた生産・出荷計画の最適化 <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5 重要課題への取組</p> <p>（4）分野別の対応</p> <p>① 農林水産新時代の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI・IoT等を活用したスマート農業の実現などにより競争力強化を更に加速させる。
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>
<p>ページ</p>	<p>24—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>								
	政策の達成目標	本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、平成 30 年度における青色申告所得納税者 1 人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：55,445 円（平成 29 年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ								
	政策目標の達成状況	<p>前回（平成 29 年度税制改正）の目標は、「平成 28 年度における青色申告所得納税者（農業所得者）1 人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値：86,463 円を維持すること」であり、販売農家の一人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額は 92,031 円である。</p> <p>このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p>								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>31 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数（台）</td> <td>33,402</td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>19,532</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態報告書では、農林漁業者全体が調査対象となっており、農業者を特定することが困難である。このため、農業機械の出荷額等から見込額等を算出している。</p>	区分	31 年度 (見込み)	対象数（台）	33,402	適用件数（件）	19,532	減税見込額（百万円）	211
	区分	31 年度 (見込み)								
対象数（台）	33,402									
適用件数（件）	19,532									
減税見込額（百万円）	211									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。このことは、農業者の資金繰りにメリット（資金繰りやキャッシュフローの改善）を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件以上のものに範囲を限定することにより、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており（平成 28 年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>									

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>設備投資関連の税制として、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」及び「中小企業経営強化税制」がある。</p> <p>「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」は、消費税の引き上げを踏まえ、農林水産業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>また、「中小企業経営強化税制」については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合に利用できる税制措置となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(関連する措置)</p> <p>・経営体育成支援事業 2,721 百万円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>農業者による農業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農業者に限られる上記予算措置では不十分であり、農業機械への投資を計画的に自ら行おうとするやる気と能力のある農業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>農業者による農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融资とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】</p> <p>平成 27 年度 41,792 件 (3,280 件) 平成 28 年度 34,755 件 (3,280 件) 平成 29 年度 19,532 件 (3,280 件)</p> <p>【減収額】</p> <p>平成 27 年度 895 百万円 (70 百万円) 平成 28 年度 793 百万円 (70 百万円) 平成 29 年度 389 百万円 (70 百万円)</p> <p>本特例措置の減税対象機械等の出荷額等により減税見込額を算出。括弧書きは前回要望時点の見込み。</p> <p>前回要望時に見込んだ適用件数・減収額については、</p> <p>① これまでは平成 19 年度以降公表されなくなった青色申告実施者数（農業所得者）の統計データを活用し、推計を行ってきたが、10 年以上経っており、実態を反映したものとなっていないと考えられるため、今回の実績の推計には、青色申告実施者数の実績について公表されている別の統計データを活用して推計を行ったこと、</p> <p>② 平成 29 年度については、当該年度より「中小企業経営強化税制」が措置されたため、当該特例措置の対象と想定される高性能農業機械については農業者のメリットが大きい、当該特例措置に移行したものと考えられることから、実績と乖離しているところ。</p> <p>また、平成 29 年度の適用件数及び減収額が大きく減少しているのも上記②によるもの。</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 28 年度</p> <table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 45 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 9 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 369 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 137 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 27 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 159 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(適用業種全体の総数であること。)</p> <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」は「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に基づいて推定されたものであることから、農業者を特定して適用実績として数値を用いることができない。このため、農業機械の出荷額等から適用実績を算出している。</p>	(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 9 億円の内数	(事業税)	特別償却	約 369 億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 27 億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約 159 億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 9 億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約 369 億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 27 億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 159 億円の内数	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。</p>																				

<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 28 年度における青色申告所得納税者（農業所得者）1 人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値：86,463 円を維持すること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長）</p>